

品川区教育委員会会議記録

平成 23 年 第 6 回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成 23 年 4 月 26 日
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 2 時 36 分

出席委員	委 員 長	安尾 久子
	委員長職務代理者	細川 珠生
	委 員	鈴木 敏夫
	教 育 長	若月 秀夫
欠席委員	委 員	市川 信之助

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	学 務 課 長	和氣 正典
	指 導 課 長	冠木 健
	品川図書館長	中元 康子
	保 育 課 長	吉岡 卓

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名委員に細川委員、鈴木委員を指名 ・ 日程第3 報告事項2「被災者への対応について（幼稚園保育料・就学援助費の取り扱い）」について、品川区教育委員会会議規則第20条の規定に基づき保育課長の出席を求めている。
---------------------------------	---

件名	<p>日程第1 第36号議案</p> <p>品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について</p>
担当課説明等	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補償基礎額の増減、および介護補償の額の減額の理由は何か。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の改正内容と同一の改正か。
事務局説明	<p>(学務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は東京都に準じて、金額も含め改正されている。金額については物価上昇率や介護事業の現状などを基に算定している。 ・ 東京都の改正内容と同一である。
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 協議事項 平成24年度品川区立中学校等使用教科書採択の今後の日程について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員E) ・ 検討用資料については、昨年度は次週の委員会で検討する教科の資料を前の週にもらったが、日程がタイトであった。出来る範囲で早めに資料の提供をしてほしい。
事務局説明	(指導課長) ・ 今入っている情報では、教科によって、また分野によって検討する項目数が少ないものがある。検討委員会でも早い時期に資料があがってくるのではないかと考えている。工夫をして、円滑に資料を送付するよう努力する。
委員意見要旨	(委員D) ・ 検討用の資料は、十分検討できるよう、余裕を持って早めに提出をお願いしたい。
議事結果	了承

<p>件名</p>	<p>日程第3 報告事項1 移動教室および夏季施設の実施内容変更について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(学務課長) ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員B) ・ 夏季施設で実施予定の箱根の施設は、以前使用していた箱根林間学園であるか。 ・ 夏季施設について、大間窪小や伊藤学園では当初別の場所で実施予定であったが、今回は校長会で一括して決定したのか</p> <p>(委員D) ・ 移動教室や夏季施設での小学校の対象は、全児童であるか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>(学務課長) ・ 夏季施設の箱根の施設は、民間の施設である。以前使用していた箱根林間学園ではない。 ・ 大間窪小の立山の場合、遠隔地であること、移動に新幹線を使用するが余震が続いているという現状がある。伊藤学園も条件は同一である。校長会では、今年度、箱根で実施を検討しているが、確定ではない。事務局では、実施における条件を提示し、各学校で実施場所を検討している。 ・ 小学校の移動教室は教育課程内のため、全員が対象となる。夏季施設は全員を対象とするが、教育課程外のため、希望者で実施する。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員B) ・ 震災等、現在の状況から、本年度の中止・変更は致し方ないとする。</p>
<p>議事結果</p>	<p>了承</p>

<p>件名</p>	<p>日程第3 報告事項2 被災者への対応について（幼稚園保育料・就学援助費の取り扱い）</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>（学務課長） ・ 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>（委員 E） ・ 就学援助費は、通常の就学援助費の支払と同様、保護者の口座に振り込みが行われ、必要な費用に使用するという点によろしいか。 ・ 被災者の口座開設は可能なのか。</p> <p>（委員 D） ・ 被災者の小学校の受入校は指定しているのか。</p>
<p>事務局説明</p>	<p>（学務課長） ・ 就学援助費の支払は通常の児童と同じく、学納品等の引落口座に振込を行う。プラスアルファで支給している金額もあるので、引落額以外は自由に使用することができる。 ・ 各銀行とも、被災者の口座開設手続きは緩和されている。被災者にはり災証明書も発行されており、口座開設できている模様である。開設できないとの相談は今のところ聞いていない。 ・ 基本的には、住まいのある学区の学校で受入を行っている。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>
<p>議事結果</p>	<p>了承</p>